

○逗子市国民健康保険条例改正案（抜粋）

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第12条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) **所得割** 子ども・子育て支援納付金賦課総額の**100分の55**に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
 - (2) **被保険者均等割** 子ども・子育て支援納付金賦課総額の**100分の30**に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額
 - (3) 18歳以上被保険者均等割 第12条の11第1号イに掲げる額を当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額
 - (4) **世帯別平等割** アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課総額の**100分の15**に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額等)

第12条の15 第12条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その子ども・子育て支援納付金賦課額は施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第16条の2

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に**10分の7**を乗じて得た額
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に**10分の7**を乗じて得た額
ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に**10分の7**を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、施行令第29条の7第5項第3号ロに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に**10分の5**を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に**10分の5**を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に**10分の5**を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、施行令第29条の7第5項第3号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額トイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に**10分の2**を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に**10分の2**を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に**10分の2**を乗じて得た額